

中山間地域振興に関する提言

(4 : 中山間地における安全・安心対策について)

令和3年5月

中山間地域振興特別委員会

はじめに

本委員会は、平成 29 年 12 月 19 日に議会の議決を経て設置され、1. 集落機能の維持対策、2. 情報・通信・交通の確保対策、3. 農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策、4. 安全・安心対策の四つの項目を中心に中山間地域の振興に関する調査及び研究を行うとともに、市に対し必要な意見及び提言を行うことを目的としている。

平成 31 年 3 月には、1 つ目のテーマである「集落機能の維持対策」について、令和元年 9 月には、2 つ目のテーマである「情報・通信・交通の確保対策」について、令和元年 11 月には委員会構成メンバーが変わり、令和 2 年 9 月には、3 つ目のテーマである「農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策」について、市の施策に反映されるよう提言を行ったところである。

令和 2 年 9 月からは、4 つ目のテーマである「中山間地における安全・安心対策」について、各種資料研究や執行部担当課との意見交換などを行いながら、提言に向けて論議を重ねてきた。このたび、その結果を、「中山間地域振興に関する提言（4 中山間地における安全・安心対策について）」として取りまとめたところである。

1 経過

会議の開催状況

- 第14回委員会 令和2年9月14日
○調査・研究テーマ「4中山間地における安全・安心対策」の小テーマ協議
- 第15回委員会 令和2年10月7日
○調査・研究テーマ4について意見交換（自由討議）
- 第16回委員会 令和2年10月30日
○調査・研究テーマ4について関係課との意見交換
- 第17回委員会 令和2年11月26日
○調査・研究テーマ4について意見交換（自由討議）
- 第18回委員会 令和2年12月22日
○調査・研究テーマ4について意見交換（自由討議）
- 第19回委員会 令和3年1月19日
○調査・研究テーマ4について意見交換（自由討議）
- 第20回委員会 令和3年2月3日
○「中山間地域振興に関する提言の進捗状況の確認」について関係課からの
状況報告
- 第21回委員会 令和3年3月25日
○調査・研究テーマ4について意見交換（提言に向けて）（自由討議）
- 第22回委員会 令和3年4月22日
○調査・研究テーマ4について意見交換（提言に向けて）
提言書（素案）提示、意見集約、調整
- 第23回委員会 令和3年5月20日
○提言書（修正案）提示、意見集約、調整

2 提言

委員会の中で論議を重ねてきたところであるが、その意見集約の結果として、中山間地における安全・安心対策について効果的と思われる内容を次のとおり取りまとめたので、市の施策へ反映されるよう提言する。

【提言のテーマ】

『命と財産を守る、官民協働による持続可能（S D G s）な地域づくりの推進』 ～中山間地における安全・安心対策に向けて～

中山間地域に限らず浜田市においては、独居世帯や高齢世帯が増加し特に防犯・防災対策が課題である。住民が安心して暮らすためには、個人や家庭における取組（自助）が求められるが、地域での仕組みづくり（共助）や行政支援（公助）も重要であり、早急に課題を解消すべき対応策について、以下提言するものである。

提言 I 地域ぐるみで相互扶助機能の充実と防犯・防災対策の強化

地域防災計画では、「住民が地域ごとに組織的に行動することにより効果が発揮できるため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。」とされている。自主防災組織には、防災知識の普及や防災訓練の実施などの平常時の活動や災害発生時の情報収集、要配慮者等の避難誘導、給食・給水活動などの役割分担が求められている。

地域のコミュニティや共同作業が自主防災組織設立の第一歩であるが、現在の自主防災組織の組織率は7割程度である。住民の安全・安心を守るために市内全域での組織化が重要である。また、組織化が難しい地域については、それに代わる体制の構築が求められる。

のことから、具体的対応策として、以下の3点を提言する。

（1）自主防災組織や地域見守り組織の設立・再構築

ア) まちづくり総合交付金事業で自主防災組織の設立促進

自主防災組織は少しずつ増加しているが、未組織化の地域が残っている。新規組織の設立を図るためにも、まちづくり総合交付金の項目に加えることの制度見直しを図るべきである。

イ) 自主防災組織の強化・見直し

自主防災組織を設立した地域における活動には、地域差があると感じる。新たなまちづくりセンター設置を契機に、コーディネーターの関わりも含め組織の強化・見直しを図るべきである。

また、家庭での安全対策や避難の際のポイントなどの事前準備を記録しておく住民一人ひとりの防災行動計画（マイ・タイムライン）の作成が重要である。行政から作成支援ツールを提供・周知されたが、防災行動計画

作成の徹底とそれに基づいた訓練実施まで的一体化を図るべきである。

さらには、自主防災組織が担う働きの中に、「地域連帯の再生と安全で安心なまちづくりの推進の実現、平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の防止を行う。」ことを加え、強化を図るべきである。

(2) 安否確認、情報等の連絡体制

ア) 市内全域に見守り、安否確認、情報等の連絡体制を確立

現在も、防災無線をはじめ防災防犯メールや防災出前講座などでの情報提供や避難行動要支援者への対応を行っているが、平時においても災害時においても、地域の人に目配りができる環境づくり（見守りや安否確認）の徹底を図るべきである。

また、高齢者のみの世帯や障がい者のみの世帯を対象とする緊急通報生活サポートシステム「さすがの早助（サスケ）」の活用をこれまで以上の利用拡大を図るべきである。

さらに、誰が見てもわかりやすくするため安否確認・災害時等の緊急連絡先を冷蔵庫に貼っておくなどの全市統一を図る指導を行うことを求める。

提言Ⅱ 避難場所の確保と周知

現在の指定避難所は、低地のための浸水やがけ地のための土砂崩れが危惧される場所が見られる。今一度、全避難所見直しを行うとともに各地区における小単位での避難所を決めておくことが重要である。また、避難所においては備品、衛生用品等の充実が重要である。このことについて、以下の3点を提言する。

(1) 避難所の見直し

ア) 各地域が決める第一避難所の確保【災害種類別】

災害状況がある程度把握できたら最終避難所への移動が必要であるが、初期対応としては、自宅が危険であれば、まずは避難する行動をとることが適當である。

災害の種類や状況によっては、自宅に近い公的避難場所が安全とは限らないことから、各地区の意見を確認し、第一避難所（公的施設でも民間施設でも可）の確保を図るべきである。

イ) 避難所備品の充実

地域住民においても自助・共助の考え方のもと3日程度の食料・水の確保を行うべきであるが、避難所における行政の支援は重要である。引き続き早めの食料、飲料水等の確保とともに、マスクや消毒液などの衛生用品や医薬品の確保、コロナウイルス感染症防止やプライバシー保護対策としてのパーテーションの配備、長期間避難のための段ボールベッドの配備など手厚い対応を図るべきである。

(2) 災害状況による避難方法の確認・周知

ア) 避難場所への誘導と表示板設置

災害の発生前後には、迅速な避難所への行動が重要である。また、災害の種類による避難所の選択も必要となってくる。地域住民は、事前に訓練等で迅速な行動も可能であるが、地域外の方にとっては、適切な避難場所は不明確であることから、迅速な行動をとりにくい状況が推測される。

こうしたことから、豪雨、地震、津波などの災害種別によって、避難場所の適不適表示マークの表示や誘導表示を明確にし、適切な避難行動ができるよう対策を図るべきである。

提言Ⅲ 道路・河川環境の整備

道路や河川については、安全であるための環境整備が最重要である。その対応のためには、危険個所の早期確認とその改良実施が図られなければならない。浜田市内には、市管理の道路や河川のほかに県管理の道路や河川が存在するため県への要望も重要である。こうしたことから、以下の4点を提言する。

(1) 道路パトロールの体制強化

ア) 道路パトロールの強化とスキルアップの実施

自然災害や鳥獣等により落石などが起きた場合の対応の緊急的処理は当然であるが、定期的な大規模点検と日々の道路パトロールによる点検が重要である。道路パトロールは、目視やドローン活用だけでなく、歩いて調査したり、カーブミラーを清掃するなどのきめ細やかな対応が好ましく、増員や業務委託の検討も必要であるが、定員適正化の観点から困難な状況は理解できる。

したがって、現状の人員体制のなかで、土木技師などの配置やパトロール職員の技術研修などにより、スキルアップを図るとともに、きめ細やかな対応を図るべきである。

イ) 地域住民と連携した危険個所の情報提供と情報収集の効率化

道路パトロールで、日々変わる危険個所のすべてを掌握することは困難であり、通行人や地域住民から情報提供を受けることが重要である。

より早い対応をするためには、島根県が実施している通報アプリケーション「パトレポしまね」や「道と川の相談ダイヤル」のような様々な情報提供の手法を住民に周知し、より早くより多くの情報を受けることができるよう効率化を図るべきである。

(2) 河川、治山ダム・砂防ダムの土砂撤去

ア) 河川の堆積土砂の撤去

島根県管理の河川については、令和2年度から開始された緊急浚渫推進事業において堆積土砂の撤去の取組をされているが、浜田市の管理河川につ

いては、この事業での取組はなされていないため、積極的に利用を図るべきである。

また、小河川では土砂の堆積により、農業用水の頭首口が機能しなくなることがあるので、定期的な点検と土砂撤去の取組を図るべきである。

イ) 治山・砂防ダム堆積土砂の撤去の県要望

森林浸食を防止する治山ダムと土石流などの土砂災害から守る砂防ダムでは、目的は異なるが、治山ダムや砂防ダムの土砂は、堆積していくばかりであり、放置していると災害の一つの要因となる。治山ダムについては新設を、砂防ダムについては堆積土砂の撤去を実施されるよう、常に県への要望や協議を強く進められたい。

3 まとめ

今回、「中山間地の安全・安心対策」をテーマに調査・研究し、論議してきたことを集約し、大きく3点の提言にまとめた。

中山間地域が、まさに「生き残る」ために何が必要か、委員それぞれが真剣に考え論議した提言の第四弾であり、真摯に検討いただくようお願いする。

また、この提言は、中山間地域における提言であるが、中山間地域以外でも活かせる部分があるのではないかと考えるので、参考にされたい。

なお、中山間地域振興特別委員会では、平成31年3月の提言1から今回の提言4までを提言してきたが、これをもって中山間地域振興特別委員会は終了する。取組に着手した事業もあるが、これからの中間地域対策が必要な事業が山積している。これまでと同様に、あらためて以下4点の「要望」をしておきたい。

- (1) 中山間地域対策に充てていくための新たな10億円の基金創設がなされ、令和3年度からの5年間での中山間振興枠の事業内容が示された。今回の提言も取り入れた予算確保も含め、十分な予算措置をされたい。
- (2) 人口減少が進み人材不足がさらに懸念される中、先進的な技術（IoT・AI）を活用するなど、新たな取組を積極的に取り入れられたい。
- (3) 総合振興計画の中に、地域活性化推進のための「中山間地域対策」を明確に位置付けられたい。
- (4) 施政方針において「中山間地域対策」について毎年度、実態に即した具体的な対策を示されたい。